令和８年度　南池袋小学校いじめ防止のための基本方針・組織

令和８年４月１日
豊島区立南池袋小学校

１．いじめ防止に関する取り組みの概要

【教育目標】
・共に生き　共に輝こう

【区の施策】
・心の教育の推進
・いじめ・体罰のない学校

【経営方針】
・学習習慣の定着
・人権教育の充実
・体験的な活動の重視
・東京２００２レガシー教育の推進

【国の施策・法律】
・いじめ防止対策推進法
・いじめ防止の基本方針策定

南池袋小いじめ防止基本方針　　いじめ・不登校対策委員会

【いじめの定義】
児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

２．南池袋小いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命・身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。そして、いじめは、どの子供にもどの学校でも起こりうることを踏まえ、学校の全教育活動を通じて全ての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促進し、豊かな情操や道徳心を育み、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが大切であると考える。

また、いじめ問題への対応は学校における最重要事項の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応していく。

以上の考え方の基、南池袋小学校に「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、「いじめの未然防止」「早期発見」「早期対応」について全教職員が共通理解を図り、迅速な対応にあたる。

３．南池袋小いじめ・不登校対策委員会の概要

（１）南池袋小いじめ・不登校対策委員会の構成等（法に基づき設置）

○設置･･･いじめ・不登校対策委員会→毎月第一木曜日と必要に応じて随時開催
毎週金曜日生活指導夕会後　小委員会開催

○構成･･･委員長（校長）、副校長、いじめ・不登校対策主任、特別支援コーディネーター、ＳＣ、ＳＳＷ、生活指導主任、養護教諭、学年主任、必要に応じて該当学年・その他の教員

（２）いじめ・不登校対策委員会・不登校対策委員会の協議・活動内容

【いじめの未然防止】
・人権教育・道徳教育の充実（年間指導計画の見直し）＋情報モラルの指導
・６年生を中心とした「あいさつ運動」
・SDGｓの取り組み（道徳・学活）
・学年・校内体制での情報共有・指導

【いじめの早期発見】
・生活指導夕会（毎週金曜日）での情報共有
・学期に一度の全児童へのアンケート調査（６月、１１月、２月）
・i-check による定期的な調査と分析を基にした指導改善（年２回実施）
・児童、保護者が利用しやすい相談体制→養護教諭・SC・SSW 等

【早期対応】
・担任、学年によるいじめの状況の迅速な把握
・管理職・生活指導主任への迅速な報告連絡相談と「いじめ・不登校対策委員会」の調査・分析
【いじめ対応実施計画の作成】
① 迅速な状況把握（現状・経緯・背景・保護者の認識等）と関係者調査
② 委員会による分析、教職員の役割分担（区教委への連絡及び連携体制）
③ 解消を目指す短期計画
・全職員による共通理解の場の設定
・保護者面談、保護者会の開催を含めた関係機関との連携計画
④ 迅速な計画の実施･･･指導の経過報告・記録
・いじめを受けた児童の心に寄り添う丁寧な支援、保護者への連絡
・いじめを行った児童への適切な指導と保護者への協力要請
⑤ 再発防止計画の作成

【研修の充実】
○いじめに適切に対応できる教職員の育成
・人権教育プログラムを活用した全体研修
（学期に１回以上：職員会議、生活指導夕会時など）
・ＯＪＴを活用した研修
・スクールカウンセラー等の専門家による研修の開催